

各特定地域型保育事業者様

世田谷区子ども・若者部長  
松本幸夫  
(公印省略)

令和7年度施設調査書(特定地域型保育事業等)の提出について(依頼)

日頃より、保育所事業運営にご尽力いただき、誠にありがとうございます。  
標記の件につきまして、世田谷区が認可する家庭的保育事業等の現況を把握するため、  
下記のとおり施設調査書の作成及び提出をお願いいたします。

## 記

### 1 調査書記入上の注意点

- (1) 調査書の作成時点は、原則として、**令和7年4月1日現在**とします。  
ただし、会計経理関係は、令和6年度決算時点となります。
- (2) 本調査書は、次のような用途に用いますので、あらかじめご承知おきください。
  - ① 情報開示を請求される区民に対して、個人に関する情報等を除き開示することがあります。
  - ② 関係各課から情報提供の依頼があった場合、本調査書を提供する場合があります。
  - ③ 指導検査の実施にあたり参考図書とするほか、公認会計士等に貸し出し、分析を依頼することがあります。

### 2 提出書類

「施設調査書(特定地域型保育事業等)」 ※データでご提出ください。

### 3 提出期限

**令和7年9月12日(金曜日)**

なお、指導検査の日程により上記の提出期限にかかわらず、個別に提出期限の連絡をさせていただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

### 4 作成・提出方法

- (1) 世田谷区ホームページより「施設調査書(特定地域型保育事業等)」をダウンロードし、内容を入力してください。

【世田谷区ホームページ掲載場所】

トップページ > 子ども・教育・若者支援 > 保育園・幼稚園など > 保育 > 保育施設等の指導検査 > 認可保育園等 > 保育所・幼保連携型認定こども園・家庭的保育事業等の指導検査について (<https://www.city.setagaya.lg.jp/01044/1632.html>)

- (2) 入力済みのデータを世田谷区保育認定・調整課あてメールでご提出ください。なお、メールの件名は、『施設調査書(特定地域型保育事業等)【〇〇保育園】』と記載してください。

【提出先メールアドレス】 [SEA01044@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA01044@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

《問い合わせ先》

世田谷区 子ども・若者部 保育認定・調整課 事業者指導担当  
電話 03-5432-2333、2355  
E-mail [SEA01044@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA01044@mb.city.setagaya.tokyo.jp)